

## 質問に対する回答

### 質問①

本事業は、第二種社会福祉事業のため非課税と考えているが、その認識で間違いないか、ご教示いただきたい。

回答

本事業に係る委託料については、ご指摘のとおり消費税は非課税の扱いとなります。その他の事案については、その内容により消費税が課税される場合がありますので、具体的な課税の有無については、申し訳ございませんが、税務署などにご確認くださいようお願いいたします。

### 質問②

賃借料補助加算の対象期間は、委託期間の令和9年1月からか、あるいは準備期間として上記より前の期間も対象となるか、ご教示いただきたい。

回答

賃借料加算は運営費にあたるため、開設以降の費用に充てていただくことが原則となります。

### 質問③

本事業において、今後、ソーシャルワーク専門職員や心理療法担当職員の配置による補助加算を検討される可能性があるか、ご教示いただきたい。

回答

現在のところ、ソーシャルワーク専門職員配置加算や心理療法担当職員配置加算を委託料に追加する予定はありません。

### 質問④

貴市にてご提示いただいた「パーティK2 北棟2階」に係る賃料その他の条件については、貴市を通じて、貸主と調整させていただくことになるか、ご教示いただきたい。

回答

当初は、本市が仲介をさせていただきますが、最終的には、条件等について、貸主と直接、ご協議いただくこととなります。

### 質問⑤

定期報告等、書面での報告に際し指定の様式があれば共有いただきたい。

回答

現在のところ指定の様式は決定しておりません。

#### 質問⑥

付加事業について、「社会福祉事業またはそれに類する事業」か否か判断される基準について、ご教示いただきたい。その際、具体例があれば、合わせてご教示いただきたい。

#### 回答

社会福祉法に規定する社会福祉事業で児童の福祉に資する事業は対象となりますが、それ以外の事業で、現代の子どもたちが抱える課題や問題の解決に向けた支援について、自由な発想でご提案いただきたいと考えています。

#### 質問⑦

賃借料補助加算や送迎加算については、それぞれ、賃借料や送迎に関する費用に充てなければならないか。

#### 回答

賃借料補助加算や送迎加算は、事業の実施にあたり必要となる特定の費用を負担するものですので、原則として賃借料や送迎の費用にあてていただくこととなります。契約の際に当該費用の見積書を提出していただきますので、見積額と加算額を比較し、いずれか低い金額を委託料に加算します。